



医療費控除の申告が変わります

平成 29 年分の申告から、医療費控除が下記のとおり変更となります。

「医療費の明細書」から「医療費控除の明細書」に様式が変わります

医療費控除の明細書を使用することにより、医療費の領収書が提出不要となります。

※医療費の領収書は自宅で 5 年間保存する必要があります。(税務署から求められた時は提示又は提出)

※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると明細の記入を省略できます。

(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです)

《添付又は提示が必要な書類》

おむつ使用証明書やストマ用装具使用証明書等の証明書類(該当者のみ)

詳しくは国税庁ホームページ等でご確認ください。 <https://www.nta.go.jp>



セルフメディケーション税制ができました

セルフメディケーション税制とは、自分や生計を一にする親族のために薬局で「対象の医薬品(スイッチ OTC 医薬品)」を購入した場合、年間の対象医薬品の購入合計金額から 12,000 円を差し引いた額を所得から控除する制度です。(控除上限 88,000 円)

◆申告対象者

1. 日ごろから一定の健康管理の取組を行っている人(特定健康診査、健康診断、予防接種、がん検診等)
2. 対象の医薬品を 12,000 円を超えて購入している。(対象期間は平成 29 年 1 月 1 日～12 月 31 日)

◆申告に必要なもの

1. セルフメディケーション税制の明細書
2. 一定の取組を行ったことを明らかにする書類の添付または提示(申告する本人のみ)
(検診の領収書又は結果通知表等。①申告者本人の氏名 ②取組を行った年 ③検診などを行った保険者、事業者もしくは市町村又は取組に係る診察を行った医療機関の名称や医師の氏名の記載があるもの)

※対象となる商品は、厚生労働省 HP に品目が記載されているほか、薬局等の領収書(レシート)に対象であることが記載されています。領収書(レシート)は自宅で 5 年間保存する必要があります。(税務署から求められた時は提示又は提出)

※従来の医療費控除とセルフメディケーション税制の控除を同時に受けることはできません。どちらか一方となります。

○問合せ 税務課 ☎ 23-2115

日立税務署 ☎ 0294-21-6346

原子力と放射線の基礎講座

日 時	平成 30 年 2 月 3 日(土) 午後 1 時 30 分～3 時 30 分
場 所	茨城県三の丸庁舎 水戸生涯学習センター 3 階 中講座室
講義内容	原子力と放射線の基礎・放射線の健康への影響・災害時の対処法等
費 用	無料
募集人数	40 名(定員になり次第締め切り)
申込方法	平成 30 年 1 月 29 日(月)までに、氏名・連絡先を記載の上、メール・FAX 又は電話で申込み
申込先・問合せ	公益社団法人茨城原子力協議会 ☎ 029-282-3111 FAX 029-283-0526 ✉ jigyoku@ibagen.or.jp

高萩市長選挙の期日等が決定しました

平成30年3月1日に任期満了となる高萩市長選挙が次のとおり行われます。

投票日	平成30年2月4日（日） 【告示日 1月28日（日）】
投票時間	午前7時から午後6時まで

◆立候補予定者説明会

立候補を予定されている方は、本人又は代理の方が必ず出席し、説明を受けてください。

日時	平成30年1月12日（金）午前10時から
場所	高萩市役所4階 大会議室

◆立候補届出書類事前審査

日時	平成30年1月22日（月）午前9時から
場所	高萩市役所3階 会議室3-2

※明るい選挙を推進しましょう

選挙運動は、決められた方法で告示日から投票日の前日までしかできません。

告示日前に選挙運動をすることは、禁止されています。

投票依頼のため人に金銭や物品を贈ったり、有権者の家などを訪問することも禁止されています。

○問合せ 高萩市選挙管理委員会（総務課内） ☎23-2119

高萩市民間交通指導員を募集します！

活動内容	◆早朝の街頭立哨指導（月3回程度） ◆各季の交通安全運動時のキャンペーン活動	◆市催し物等での交通指導・交通整理 ◆交通安全広報及び教育活動 等
応募資格	市内居住の20歳以上で交通安全の推進活動に興味のある健康な方	
募集人員	2名	
報酬	月額4,300円	
任期・身分	2年間（再任可）/市非常勤職員	
応募方法	電話で申込み（面接日を設定します）	
その他	市指定の夏・冬制服等を貸与	



○問合せ 総務課 ☎23-2119

東日本大震災における被災者生活再建支援金の申請期限について

東日本大震災により被害を受けた下記の対象世帯において受けることができる被災者生活再建支援金につきましては、申請期限が近づいてきております。該当する方はお早めに申請をお願いします。

【被災者支援再建支援金】

	基礎支援金	加算支援金
申請期限	平成30年4月10日まで	平成30年4月10日まで
対象世帯	・住んでいた建物が全壊又は大規模半壊の被害の判定を受けた世帯 ・半壊の判定を受け、建物を解体された世帯	基礎支援金を受けた世帯のうち ・住宅を建設又は購入する世帯 ・住宅を補修する世帯 ・公営住宅を除く住宅を賃借する世帯
支給額 ※単身世帯は3/4の額	全壊・解体 100万円 大規模半壊 50万円	建設・購入 200万円 補修 100万円 賃借（民間） 50万円

※申請に必要な書類については、お問い合わせください。

※生活の本拠として、日常的に使用していた住宅が対象となります。

○問合せ 社会福祉課 ☎23-7030